

沖縄国際大学大学院地域産業研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄国際大学大学院学則第43条の3項及び地域産業研究科履修規程第12条に基づき、学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について32単位以上を修得した者又は修得見込の者とする。ただし、特定課題研究を選択する者については36単位以上とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、1月末日（9月修了予定者については、7月末日）までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科会に付託する。

2 研究科会は、各論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査委員会は、主専攻の特殊研究担当教員を含む3人以上の研究科会に所属する教員をもって構成し、主専攻の特殊研究を担当する教員を主査とする。

4 主査以外の審査委員は、主査が任命する。

5 研究科会が必要と認めるときは、他の大学院、研究科、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 修士論文の審査は、その論文が提出された学期末までに終了するものとする。

7 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

8 受理した論文は返却しない。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査委員会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

口述試験には、審査委員以外の地域産業研究科教員および地域産業研究科第一年度の学生はオブザーバーとして参加できるものとする。

(審査基準)

第5条 審査委員会は、次の審査基準に基づき行うものとする。

(1) 主題論点の的確性

(2) 内容の独創性

(3) 内容・表現の明確性

(4) 方法・概念の妥当性

(5) 文献展望の充実性

(6) 地域産業社会への貢献度

2 審査委員会は、前項に基づき、下記のように判定を行うものとする。

(1) 合格

(2) 一部修正の上、合格

(3) 一部再執筆の上、合格

(4) 不合格

(報告)

第6条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査委員会の報告を研究科会に諮り、最終試験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、研究科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

附 則

1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正、この要項は、平成18年4月1日から施行する。

3 改正、この要項は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条（審査基準）については、平成14年度入学者から適用する。

4 改正、この要項は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、従前の要項とする。

5 改正、この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条については平成27年度入学者から適用する。